

山形県男女共同参画計画（案）に寄せられた意見の概要及び意見に対する県の考え方

- 1 意見募集期間 令和8年1月29日（木）から令和8年2月20日（金）まで
- 2 御意見等の数 32件（意見提出者3名）
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|------------------------------------|--|---|--|
| 基本の柱Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化 | | | |
| 施策の方向1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の向上 | | | |
| 1 | (1) 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの強化 | 「性暴力表現等の人権を侵害するような情報への対策」とありますが、性に対する教育が日本では生殖教育に止まり、正しい避妊教育や性感染症等の具体的な性教育を行うことも必要と思料します。 | 現行の学習指導要領では、高等学校の保健の教科の中で、性感染症・エイズの予防や避妊法等の学習を行っておりますが、性に関する現代的課題に適切に対応するためには、実態を踏まえ、集団または個別の指導を適切に進めていく必要があります。児童生徒の発達段階や個人差等を考慮しながら、集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらに関連させて適切な指導が行われるよう引き続き指導助言してまいります。 |
| 2 | | 「多様なメディア」に対し「男女共同参画の視点に配慮した表現のガイドライン」の活用を促進するとする記載は、その対象範囲が不明確であり、県の広報に限定されない場合には、マスメディアや個人のSNS発信等に対する行政の価値観の介入を許容するものとなり得る。表現の自由に対する萎縮効果を生じさせるおそれがあるため、対象を県の広報活動に限定する旨を明記すべきである。 | 公的広報に関する取組みである文言に修正します。 |
| 3 | | 男女共同参画計画において「有害図書類の指定や販売店などへの立入調査等を実施」と記載することは、青少年健全育成条例に基づく制度の枠組みを、男女共同参画施策の中に位置付けるものであり、制度目的との整合性を欠く。表現規制的措置を男女共同参画政策の手段として用いることは不適切であり、本記載は削除すべきである。 | 本取組みは、山形県青少年健全育成条例に基づく調査・指導等として実施しているものでありますが、人権を尊重する表現を促進する観点から、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化に関連する取組みであることがわかる文言に修正します。 |

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|----------------------------------|--|--|---|
| 4 | (3) 多様な生き方や暮らし方の実現に向けた取組みの推進 | 【主な取組み】に「移住交流ポータルサイト・SNS等での情報発信や首都圏での相談・移住コーディネーターによる支援活動」がありますが、進学や就職で山形県外へ転出する人に情報に個別に情報提供するツールが必要だと思います。 | <p>県外転出者に向けた個別の情報提供として、高校卒業時に登録を希望した県内外大学等の進学者に対し、SNS等を活用した就職関連情報や地域で活躍する同世代のロールモデルに関する情報等の提供を行っております。さらに、来年度以降、希望しない方を除き、県外の企業に就職した方に対しても継続した情報の提供を検討しております。</p> <p>県としては引き続き、本県にゆかりのある方々への情報発信に取り組むことで、若年層や女性の県内定着・回帰を図ってまいります。</p> |
| 施策の方向2 男女共同参画の視点に立った学びの推進 | | | |
| 5 | (1) 若い世代が互いを尊重し合い、主体的に生きていくための能力を身につける教育・学習の推進 | 【主な取組み】の「①男女共同参画社会づくりの担い手となる次世代の人材育成のための研修等を実施」、「④子育てや家庭教育は夫婦が協力して行うことが重要であることが重要であることなどを啓発するため、子育てや家庭教育に携わる関係者を対象とした研修会等を実施」について同様なことは、「⑥『学習指導要領』や『学校教育指導の重点』等に基づき、学校教育全体を通して、男女共同参画の理解を深め、基本的人権を尊重し、男女平等の精神を身につける教育を推進。」にも含まれるものではないでしょうか。 | <p>①は、主に大学生等を対象とし、ライフステージや日常の様々な場面で主体的に多様な選択ができる人材を育成する研修を想定しております。</p> <p>④は、主に幼稚園職員や小・中・高教員、保育士や子育て支援者等を対象とし、子育てにおける親の関わり方等、様々なテーマによる研修会を想定しております。</p> <p>⑥は、学校段階の取組みに社会科や保健体育、家庭科といった教科における学習を通して、男女共同参画に関する基礎的な知識等を身につけることを想定しております。</p> <p>世代等に応じ、男女共同参画の視点に立った学びの場を提供する取組みを推進してまいります。</p> |
| 6 | (2) あらゆる機会を活用した男女共同参画の理解を促す研修等の充実 | 「③あらゆる世代が男女共同参画について学ぶ機会を提供するため、市町村等と連携し男女共同参画啓発セミナー等を各地域において実施。」とありますが、高齢化率の高い山形県について高齢者については、どのような機会やチャンネルを想定して事業・施策を進めるのでしょうか。 | 男女共同参画推進員による自治会での出前講座の実施や、市町村との連携によるセミナー開催、県男女共同参画センター「チェリア」による啓発活動等、様々な機会の提供により、あらゆる世代の男女共同参画への理解促進や意識醸成を図ってまいります。 |

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|--|-------------------------------|--|--|
| 施策の方向3 生活の場（家庭・地域）における男女共同参画の推進 | | | |
| 7 | (3) 暮らしやすい地域づくりに向けた多様な人材の参画促進 | 「自治会・町内会、PTA活動への女性の参画や役職就任が進むよう、各団体に働きかけ、リーダー層の意識改革を図るとともに、出前講座の実施などにより地域における男女共同参画の普及啓発を促進します。」とありますが、これに対する主な取組みは、県男女共同参画推進員による出前講座の実施のことでしょうか。自治会・町内会、PTA活動への女性の参画や役職就任が進むよう、各団体に対する働きかけはどのように取り組まれますか。 | 地域における男女共同参画を推進するため、自治会、学校、企業等における研修会や勉強会等に男女共同参画推進員を派遣し、希望するテーマに沿った出前講座を行います。 また、市町村と県との情報交換会等の機会を通じて、地域における男女共同参画の取組みを引き続き働きかけるとともに、市町村における取組みを支援してまいります。 |
| 基本の柱Ⅱ あらゆる分野において一人一人が活躍できる環境づくり | | | |
| 施策の方向4 政策・方針決定過程における女性の参画拡大 | | | |
| 8 | (1)管理職・役員等への女性の登用促進 | 「企業における女性職員の登用」、「公的機関の女性職員の登用」とは女性管理職・役員等の登用のことを意味するものですか。 | 管理職・役員等への女性の登用促進について記載しております。 なお、管理職等への登用につなげるため、女性の意識醸成、人材育成等についても取組みを進めてまいります。 |
| 9 | | 「市町村における女性職員の管理職等への登用」、「県において、女性職員の能力や適性を踏まえた管理職等への積極的な登用を推進」は職員の採用から管理職への登用まで一貫した計画となりますか。計画に年次毎の数値目標はあるのでしょうか。 | 市町村や県では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき特定事業主行動計画を策定のうへ、女性職員の採用や管理職等への登用を含む女性職員の活躍の推進等に取り組んでいます。 数値目標についても、各特定事業主（県・市町村など）がその実情に応じて計画期間内に達成を目指すものとして設定し、進捗状況や目標達成のために実施した取組みの実績等を毎年少なくとも1回公表することになっています。 |

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|---------------------------------|--------------------------|---|---|
| 10 | (2) 政治分野における女性の参画促進 | 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 28 号）では、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。これについて県の取り組みをお知らせください。 | 県男女共同参画センター「チェリア」が実施する女性のエンパワーメント講座や交流会、様々な分野で活躍する女性ロールモデルの紹介を通じて、自分自身の意識と能力を高め、女性の政治分野への参画を促してまいります。 また、同法の実効性ある取組みについて政府へ提案してまいります。 |
| 11 | (3) 審議会等委員への女性の参画促進 | 例えば原則 50%は女性とする等、明確な数値目標を定めることが必要ではないでしょうか。 | 県の審議会については、委員に占める女性の割合について、50%程度を維持する数値目標を掲げ、取り組みを推進してまいります。 |
| 施策の方向 5 働く場における男女共同参画の推進 | | | |
| 12 | 施策の方向 5 | 児童生徒の自治的な組織の児童会や生徒会では女性が会長になる場合が多いと思います。このことから、児童生徒は役割分担を上手に果たしていると思われま。社会に出た時点で役割分担を意識させられるものと思います。しかしながら、女性特有の性に関する生理現象もしっかり配慮して、そのことは当然の権利として女性に配慮した人事や成果を評価することが当然であると思われま。 | 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりを進めるため、企業における女性活躍の意識醸成や環境整備の促進等に取り組んでまいります。 併せて、女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なるため、互いの身体の特性・健康課題について理解を深め、心身の健康を保持しながら就業継続していけるよう、仕事と健康課題の両立のための取組みを推進してまいります。 |
| 13 | (2) 待遇改善や賃金向上による男女間格差の是正 | 「待遇改善により男女間賃金格差の是正」の取組みとしては①の取組みがそれにあたるのでしょうか。 | ①の取組み（職場環境改善アドバイザーの派遣により多様な正社員化の導入に向けた助言を実施）のほか、②の取組み（女性非正規雇用労働者の正社員転換を実施した事業者に対する支援）を行ってまいります。 |
| 14 | (6) ハラスメント防止対策の促進 | セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、育児・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントは男女とも認識すべき課題であり、普及啓発の強化と被害者が相談窓口にとどりつける仕組みや環境整備が必要と思われま。 | 職場における各種ハラスメント防止対策の促進に向け、関係機関と連携した普及啓発を行うとともに、職場環境改善アドバイザーによるハラスメント対応へのアドバイスを実施してまいります。 また、相談窓口の周知にも取り組んでまいります。 |

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|--|---------------------------------|---|---|
| 施策の方向6 様々な分野における男女共同参画の推進 | | | |
| 15 | (2) 科学技術・学術分野等における女性の参画拡大 | 高校生がA I 技術の基礎を学ぶ「やまがたA I 部」の活動が記載されていますが、もっと早い段階である小中学生の児童生徒を対象とする取組みはありますか。 | A I 技術について、小学生や中学生を対象とする取組みは行っておりませんが、義務教育段階では、情報活用能力の育成として基礎的なスキルの向上を図っております。 |
| 16 | (3) 女性の起業に対する支援 | この項目に記載の【主な取組み】は女性に特化したものなのでしょうか。 | 支援メニューの一つとして女性の創業に対して優遇措置があるものなどを記載しております。 |
| 基本の柱Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安全・安心に暮らせる社会づくり | | | |
| 施策の方向7 あらゆる暴力の根絶 | | | |
| 17 | (1) D V 等暴力防止の普及啓発の推進 | 「⑥児童が情報を主体的に収集・判断し、インターネットやスマートフォンを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解しながら、情報化の進展に対応できる能力を育成。」の児童とは小学生が対象ですか、中学生も含まれますか。 また、「情報化の進展に対応できる能力を育成」には、世界的に低年齢者の利用制限が進んでいるSNSの利用の方法や犯罪に巻き込まれる危険について周知することも含まれますか。 | ⑥の「児童」は小学生及び中学生を対象とすることから、⑥の「児童」を「児童生徒」に修正します。また、「情報化の進展に対応できる能力の育成」のために、「インターネットやスマートフォンを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響」として、ネットモラルや情報セキュリティに関する内容を指導してまいります。 |
| 18 | | 「望まない妊娠」により、生まれてくる子どもに対する犯罪行為が発生することが想定されます。これを避けるための教育も重要であると思料します。 | 県教育委員会では、各学校の健康課題に対応した専門医派遣事業を実施しており、「いのち、性」をテーマとした専門医による授業が最も多い状況となっております。 今後も、本事業の活用を促しながら「いのちの尊さ」や「いのちをつなぐ性」などについて児童生徒や教職員、保護者等の学びを充実させるとともに、生命を大切にしていよりよく生きるための健康教育を推進してまいります。 |
| 19 | (2) D V 等被害者への相談体制・保護体制・自立支援の充実 | 「家庭における暴力の被害者は潜在化・深刻化しやすいことから、安心して早期に相談窓口を利用し様々な支援」とありますが、児童生徒が被害者となる可能性もあります。学校にも相談窓口となり支援する仕組みがありますか。 | 学校においては、担任をはじめとする教職員やスクールカウンセラー等が相談窓口となり、個々の相談に応じて、関係機関と連携して支援しております。 |

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|---------------------------------------|---|--|--|
| 20 | (3)性犯罪・性暴力等への対策の推進 | 学校や保育機関の職員が加害当事者となる事例が報道されますが、性犯罪・性暴力の研修が必要ではないのでしょうか。 | 公立学校では、各校へ性犯罪・性暴力を含めた不祥事防止のための研修資料を提供し、教職員に対して不祥事の未然防止に向けた研修を実施しており、今後も継続してまいります。 また、保育施設等では、保育士や幼稚園教諭等が参加する各種研修の中で、性犯罪・性暴力に係る研修を実施しており、今後も継続してまいります。 |
| 施策の方向8 様々な困難を抱える人に対する支援や多様性の尊重 | | | |
| 21 | (1)困難な問題を抱える女性等への支援の充実 | 「②困難な問題を抱える女性を早期に把握するため、アウトリーチ等の体制づくりを推進。」において基礎自治体である市町村との連携する仕組みはありますか。 | 地域におけるDV被害者及び困難女性への支援を適切かつ円滑に行うため、県内4地区ごとに福祉、医療、教育、警察等の関係機関で構成する地区支援調整会議を設置しており、全ての市町村を構成員としております。 |
| 施策の方向9 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進 | | | |
| 22 | (2)男女共同参画の視点に立った防災の取組強化 | 避難所運営において女性やこどもの視点に立った避難所の施設や運営に資する取組みをしていただきたい。 | 男女共同参画の視点に立った防災の取組みを強化するため、自主防災組織への女性参画や女性の防災士等の避難所運営における活動を促進してまいります。 また、女性防災士育成セミナーの開催や、教員を目指す大学生を対象とした防災士資格取得への支援等を通して、女性防災士の増加やこどもたちの防災に対する学びを推進してまいります。 |
| 施策の方向10 生涯を通じた健康支援 | | | |
| 23 | (1)リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立った知識の普及や保健医療対策の充実 | リプロダクティブ・ヘルス／ライツについては幼少期からその発達段階でのフォローが必要であると思いますが、山形県としても年齢に対応した体系的な教育環境となっていますか。 | こどもたちの健康でたくましい身体の育成を目指して、令和4年3月、県教育委員会及び県学校保健連合会が共同で「教職員のための指導資料 性に関する指導」を発行しました。この中には、保健における小・中・高の系統性についても示しており、文部科学省が示す学習指導要領の内容に則りながら、各発達段階における性に関する指導が系統的に位置付けて実施されるよう、この指導資料の活用を促してまいります。 |

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|-----------------------|---------|--|---|
| 24 | | 妊娠不安の相談が急増したことを背景に、必要な人に適切なタイミングで届けるために緊急避妊薬の薬局販売が実現しましたが、このことの周知が必要であると思います。 | 妊娠、出産に関する相談支援において、緊急避妊が必要な方へ情報提供してまいります。 |
| 計画全体に関すること | | | |
| 25 | 計画の位置づけ | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく都道府県基本計画を本計画に位置づけとありますが、県民の理解醸成ができるように記載することを要望します。 | 「人権擁護」と「男女平等の実現」という共通の理念に基づき、「男女共同参画計画」「DV被害者支援計画」「困難女性支援計画」を統合することで、個人の尊厳を害する暴力への対応と困難な問題を抱える女性への支援を充実させ、男女共同参画社会の実現に向けた関連施策を一体的に推進することとしております。 29 ページの計画の体系において、どの部分に「DV被害者支援計画」と「困難女性支援計画」が位置づけられているのかを記載するとともに、計画概要リーフレットにも明示し周知してまいります。 |
| 26 | 社会情勢の変化 | 若年層の県外転出の推移について、「本県では、男女ともに15～24歳の転出超過が最も多く、社会減の7割以上を占める傾向が続いています。」と淡々と記載していますが、このグラフでは受ける印象(危機感)が弱いと感じます(男女別、年齢階級別のグラフ添付)。山形県の15～29歳の層(特に女性)の県外流出が一向に止まらない原因をきちんと把握したうえで次の施策を構築・実行することが求められます。県内に住む者への定期的な調査より先に、県外に出た方に対し何故で県外に出たか、Uターンには何が必要か、今後のUターン等の意向はどうかなどについての調査が必要ではないでしょうか。 | 本資料のグラフは、本県の転出超過の多くを15～24歳が占めており、その中でも男性より女性の方が多い傾向を一つのグラフで示し、視覚的なわかりやすさを重視し、説明は端的に記載しております。 県外に転出された方への調査については、「若者の県内定着・回帰の促進に向けた県外進学者の県内企業への就職に係る実態調査」(令和4年度)などを行っているほか、県内外若手社会人や大学生との意見交換を実施しており、若者の意向やニーズの把握に努めております。 なお、こうした調査結果等を踏まえ、山形県人口ビジョンにおいて、人口減少対策についてお示ししております。 【山形県人口ビジョン(令和7年改訂版)(県ホームページ)】 https://www.pref.yamagata.jp/020060/kensei/keikaku/keikaku4/kouki.html |
| 前計画の達成状況に関すること | | | |
| 27 | 基本の柱 I | 主な取組みがどの施策の方向に資する取組みなのか理解できるように記載はできますか。 | 主な取組みについて、施策の方向との関連がわかるように記載します。 |

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|----|---------|---|--|
| 28 | 基本の柱 I | 職場としての、山形県庁内の取組みを記載してください。 | 各部局に対して、公的広報における「男女共同参画の視点に配慮した表現のガイドライン」の活用を働きかけております。 (主な取組みの上から2つ目に記載しています。) |
| 29 | 基本の柱 I | 「オンライン 100 人女子会」や「Yamagata Women's Link」でどんな意見が出て、それを踏まえどのような施策を展開しようとしているのでしょうか。 | 参加者からは、「山形でチャレンジする女性の姿を見て、自分も一歩踏み出したと思った」「山形に住み続け、山形の発展に貢献したい」など前向きな意見が多く寄せられました。また、このような女性同士の交流の場やロールモデルと出会える機会等の要望もいただいております。 引き続き、若手社会人女性と女子学生の交流の場を提供し、社会人女性には、キャリアアップや新たなチャレンジへの意識を高めてもらうとともに、女子学生には、山形で暮らし働くことの魅力やキャリア形成の可能性を知ってもらい、地元定着意欲を促進してまいります。 |
| 30 | 基本の柱 I | 「夫は働き、妻は家庭を守るのが良い」という考え方について、「反対」は R6 は 58.9%となっており、R7 の目標値(60.0%)にあと一歩です。しかし、本文の評価は「約6割にとどまっています。」とかなり控え目なのは何故でしょうか。目標を超えもっと伸びるはずと想定されていたのでしょうか。 | 目標値を概ね達成した旨の表現に修正します。 |
| 31 | 基本の柱 II | 施策の方向「6 家庭・地域における男女共同参画の推進」に対する取組みとして「地域における男女共同参画を進めるため、市町村や団体からの要望に応じて男女共同参画推進員による出前講座を実施しました。」とありますが、山形県から積極的に出前講座を推進する必要があるのではないのでしょうか。 | 男女共同参画推進員の出前講座については、地域団体や学校等を中心に年間 15 件程度の出前講座を開催しております。 出前講座の活用については、機会を捉えて周知を行っているところですが、家庭や地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消などに向けて、引き続き積極的な活用を促進してまいります。 |

| 番号 | 項目 | 御意見の概要 | 県の考え方 |
|----|-------|---|---|
| 32 | 基本の柱Ⅲ | <p>ひとり親家庭応援センターについて、県として積極的に広報等に取り組みられてきたと思いますが、R6の32.4%はR1(49.5%)よりかなり低い水準ですが、何故でしょうか。また、今後どのように改善していく予定ですか。</p> | <p>県では、毎年度「ひとり親福祉のしおり」を作成し、県ホームページへの掲載、市町村窓口や商業施設(コンビニ・スーパー等)への設置、児童扶養手当受給者への個別配布などを通して、ひとり親家庭の方が利用できる制度の周知に努めてまいりました。</p> <p>しかしながら、令和6年度のひとり親家庭応援センターの認知度が計画策定時を下回っていることから、ひとり親家庭の方に対して、これまで以上に必要な情報をしっかり届ける必要があるものと考えております。</p> <p>県としましては、既存の取組内容に加えて、より情報の届きやすい手法を検討しながら、多様な媒体を活用してひとり親家庭応援センター等の周知の強化に取り組んでまいります。</p> |